

海上交通における飲酒対策について

飲酒後の事故多発を受けた各交通モードにおける飲酒対策の要請の高まり

改正前

一般船舶

船員法

酒気帯び当直の禁止(処分基準なし)



戒告の対象かどうか不明確

一般船舶(商船)

海上運送法・内航海運業法

飲酒後正常でない状態での当直の禁止(数値基準なし)

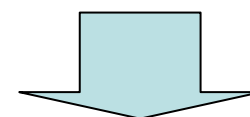


安全確保命令の対象かどうか不明確

小型船舶

船舶職員及び小型船舶操縦者法

飲酒後正常でない状態での操縦の禁止(判定基準の一つとして呼気1L中0.5mgの数値基準を設定)



改正後

酒気帯び当直の禁止(処分基準:呼気1L中0.15mg以上)



戒告の対象として明確化

飲酒後正常でない状態での当直の禁止、及び、いかなる場合も呼気1L中0.15mg以上での当直の禁止



安全確保命令の対象として明確化

ふくそう水域又は遊泳者等の付近を航行する場合は数値基準を呼気1L中0.15mg以上に引き下げる



事故のおそれがある水域における酒酔い操縦検査の拡充

船舶航行の安全性の向上及び事故の防止